

【ワークショップ】

ケベックとベルギー：フランス語圏の多元社会—言語・政治・文学—
 Québec et Belgique : sociétés pluralistes francophones
 — langue, politique et littérature —

目的と総括

コーディネーター：真田 桂子
 SANADA Keiko

1. 企画にあたって

ケベックとベルギーは、ともに大国の傍らにある周縁性と、共同体内部における多言語、多文化を条件とする複雑な地域である。ケベックは、新大陸の圧倒的な英語圏の只中で、抑圧と疎外を生き延びフランス系のアイデンティティを開花させ、今日インターカルチュラリズムに代表される新たなコスモポリタニズムを切り拓いている。一方のベルギーは、旧大陸において様々な列強諸国に占領、翻弄された歴史を持ち、国内外の境界と周縁の意識に苛まれながらも独立したアイデンティティを追求し続け、今日も対立と拮抗の緊張関係を生きている。両地域はともに、言語とナショナリズム、多文化の共存、国際性とコスモポリタニズムなど、グローバル化が進む今日、様々な諸問題を考察する上で格好のモデルとなる地域であろう。このワークショップでは、フランス語圏地域研究の一環として、両地域の多元社会の位相を、歴史的、政治的、社会言語学的に考察し、そうした多元社会を反映しどのような文学や言語芸術が生まれてきたかについて比較検証を行い、相対的な視点のもとで両地域に関する新たな知見を導き出すことを目指した。

両地域の比較研究という初めての試みにおいて、あえてテーマを絞り込むことはせず、報告者も、言語政策、政治、文学という幅広い分野から選び、多元社会を考える上で重要だと思われる内容でという条件以外は、あくまで各報告者の専門性や関心に委ねることとした。そうすることによって、両地域において交差する象徴的なテーマや問題点がより鮮明に抽出されるのではないかと思われた。おそらくこの意図は少なからず当たったと言えるのではないだろうか。

2. 報告の概要

各報告は、極めて制限された時間内にもかかわらず、いずれも専門性の高い示唆に富む発表であった。ケベックとベルギー、双方の報告者の発表から、多文化共存と連邦制、多言語主義と言語政策、ナショナリズム、アイデンティティの模索とそれに伴う文学の変遷など、交差する課題やテーマが浮き彫りになり、その課題と可能性が明らかになってきた。まず荒木氏の報告では、ケベックのマルチナショナル連邦制におけるケベックの人権（言語権）を巡る論争について、とりわけカナダ首相であったトルドーの見解とケベック州首相のレヴェックの見解とを丹念に追いながら、両者の見解の相違と隠された共通点を炙り出し、しばしば対立的にのみ語られることが多い個人的権利と集団的権利についての相互補完的な関係について言及し、マルチナショナル連邦制の構築の可能性についても論じている。ここでコメンテーターの丹羽氏も述べているように、ケベックの言語権の理念を確立する過程において、ベルギーの言語権をめぐる事情が参照され影響を与えた事実が指摘されたことは極めて興味深い。次の石部氏の発表では、ベルギーを分かち二つの言語共同体、オランダ語圏であるフレーデレンとフランス語圏のワロニーにおいてケベックの言語政策が与えた影響についての分析がなされた。複雑なベルギーの社会言語事情についての手際のいい説明のあと、1977年の「フランス語憲章」の制定を中心とするケベックのフランス語化政策が、それぞれに事情が異なり対立する状況にあるフレーデレンとワロニーの言語政策の、とりわけどのような側面に影響を与えたかを明快な切り口で分析し提示している。石部氏の報告は、言語問題におけるケベックとベルギーの相互関係を明らかにするとともに、ケベックの言語政策の世界的な文脈における影響力を如実に示していると言えるだろう。三田氏の報告では、ベルギー・フランス語文学におけるアイデンティティの形成過程を明らかにする上で、まずベルギーの二大言語であるオランダ語とフランス語両言語文学の関わりを歴史的変遷をたどり、両文学のしたたかに入り組んだ関係を詳らかにした。そして同じフランス語圏でありながらしばしば対立し合った19世紀末の首都ブリュッセルと南部ワロニーの文学シーンについて、とりわけ象徴主義の受容に注目しながら分析し、ここでも国内外で「ナショナル」なアイデンティティを主張する上で、ラテン性とゲルマン性という「民族性」が巧みに使い分けられてきたという、ベルギー・フランス語圏文学のある意味で相互依存的で錯

綜した様相が明らかにされている。真田の発表では、北米大陸の只中で抑圧されマイノリティ性と周縁性を生きたケベックの文学の変遷をたどり、「生き残り」を目指す「フランス系カナダ文学」がフランス系文化の積極的開花を目指す「ケベック文学」へと脱皮した過程を追い、さらに80年代の社会の多元化を反映した「移動文学」の興隆とその欧州への波及について報告した。その流れの中で、大きな変容を伴う「^{ナショナル}国民文学」の意味を問い直し、グローバル化を象徴するケベック発祥の「移動文学」の先駆性を明らかにした。

3. 課題と展望

各報告の後、コメンテーターの丹羽氏と岩本氏は、専門的で多岐にわたる各々の報告の要諦に見事に分け入り、重要な問題点を指摘し、今後の研究にとっての展望を切り開いてくれた。このワークショップを通して、ケベックとベルギーの多元社会の質の違いが浮き彫りになり、両地域の言語政策や文学動向の世界的な影響力が示され、ケベックやベルギー研究を広い視野から検証することの意義と重要性が明らかになった。今回の試みをもとに、さらに踏み込んだ検証が期待される。今後の課題と展望としては、例えば、ベルギーの拮抗する共同体の共存とその民族性に依拠するあり方と、ケベックのマジョリティとしての核を維持しながら、多様なマイノリティを包摂するあり方との違いに見られるように、「ナショナル」な意味の重層性が浮かび上がった。異なったモデルとしての、言語と民族を基軸にした「ナショナル」なものが意味するところの差異とその変容が、両地域の今後の研究にとって大きなテーマの一つとなるのではないかと思われた。

全国大会として初めての地方開催となった今回、関西を中心に活発な活動を繰り広げているベルギー研究会の協力を得ての共催企画であった。教室は溢れんばかりの聴衆で熱気にあふれ、質疑応答も活発に行われ、報告者、コメンテーター、聴衆を含めた参加者すべての努力により、刺激的で充実したワークショップとなった。

(さなだ けいこ 阪南大学教授)

【ワークショップ】

ケベックとベルギー：フランス語圏の多元社会—言語・政治・文学—
Québec et Belgique : sociétés pluralistes francophones
— langue, politique et littérature —

マルチナショナル連邦制における
ケベックの人権(言語権)を巡る論争についての考察
—カナダ1982年憲法闘争を手掛かりに—
Réflexions sur le conflit des conceptions des droits et
l'enchâssement de la charte canadienne des droits et
libertés dans la constitution canadienne
— La vision québécoise des droits
au sein d'une fédération multinationale

荒木隆人
ARAKI Takahito

本ワークショップのテーマは『ケベックとベルギー：フランス語圏の多元社会—言語・政治・文学—』である。カナダとベルギーはともに、同一の言語と領域に基づく複数の国内ネーションが一つの国家の中に存在する多元社会である。そこにおいて問題になるのは、国内ネーションによる自らの言語権と、それを保障するマルチナショナル連邦制（1つの国家の中に2つ以上の国内ネーションが存在する連邦制）の正当化の論理である。ベルギーの場合、北部のオランダ語系フラマン地域の住民と南部の仏語系ワロン地域の住民の言語に関わる紛争は、最終的に、1993年にベルギーの国制を単一国家制から連邦制に変えるところまで行きついた¹⁾。

他方、カナダは1867年に自治領として成立して以来、一貫して連邦制を採用している。そのカナダ連邦の中で、ケベック州は仏語系住民が8割を占める州である。仏語系は英語系と協力して連邦結成を行った民族であると自らを意識している。それにも関わらず、1867年以来、ケベックはカナダ連邦制の中で、フランス語の使用権に代表されるネーションの権利を主張すること

に大きな困難を伴ってきた。なぜならば、カナダ連邦政府が、カナダをマルチナショナル連邦制であるとは認めないからであり、さらに、連邦政府は1982年には単一のカナダ・ネーションの精神的紐帯となるべき人権憲章の制定を通じて、一層、1つのネーション概念で結び付く国家を形成しようとしたからである。カナダ連邦政府とケベック州政府のネーション観の違いについての争いは、この人権憲章を含む1982年憲法制定に関わる憲法闘争において端的に表れている。

従って、本報告の目的は、1982年憲法の制定を巡るカナダ連邦政府とケベック州政府の権利（言語権）の概念を巡る闘争の検討を通じて、今日新たな国家統合構想として注目されているマルチナショナル連邦制の政治理論的な意義を探求しようとするものである。

周知のように、人権憲章の導入を伴った1982年憲法は、ケベック州の同意なく制定された。憲法の正当性を回復するため、1987年にカナダ連邦政府は、ケベック州が提起する「独特な社会」条項を含む5つの憲法的要求を承認する形でミーチレーク協定を提起した。この協定はカナダ憲法体制内においてケベック州の独自性を公式に認め、マルチナショナル連邦制の成立の可能性を期待させるものであった。しかしながら、この協定が各州議会の議決に委ねられた際、このケベック州の「独特な社会」条項が、1982年のカナダ人権憲章の基本的権利と抵触するのではないかという危惧が英語系カナダ人の間で広がった。つまり、ケベック州に住む英語系カナダ人の教育の言語や商業看板の言語の選択の自由が問題になった際、カナダ最高裁判所がこの「独特な社会」条項を根拠に、ケベック州に居住する仏語系の人々に有利な判決を行う恐れがあると主張されたのである²。結局、この協定は英語系の2つの州議会の反対で失敗に終わった。この協定で争われたマルチナショナル連邦制の正当性を巡る問題は、個人主義的な権利と言語の使用権に象徴される集団主義的な権利の対立の問題であったと言われている³。

カナダの著名な政治哲学者チャールズ・テイラー（Charles Taylor）は、上記の「対立」を架橋するために、個人の権利が優先する手続き主義的な自由主義的社会である英語系カナダ社会と異なる自由主義社会として、集団的な目標に価値を置く社会としてケベック社会を描く⁴。しかし、この二分法的理解は、自由という価値が、近代社会ではあくまでも個人の自然権としての自由権として第一義的に承認されてきたことを考えれば、英語系カナダ人が多数を占めるカナダ社会全体において個人主義的自由主義に相対的に重きが

置かれるのではないかという危惧が生じるであろう。もしそうだとすれば、以上のような権利の概念に関する二分法的理解は、ケベック社会と残りのカナダ社会の間の対立を乗り越えていく議論として、適切なものであるのだろうか。言いかえれば、それはカナダの政治的対立の正確な把握に基づいているのであろうか。

上記の疑問に答えるために、本報告では、1982年のカナダ憲法制定過程において、人権（言語権）についてケベック州政府がいかなる主張を行っていたのかを検討する。

人権憲章と1982年憲法は、カナダが宗主国イギリスから憲法改正権を取り戻す一連の過程（憲法移管）の結果として成立した。1967年にピエール・E・トルドー（Pierre E. Trudeau）が連邦司法大臣に就任し、人権憲章の制定を憲法移管に際しての主要な課題に掲げて以後、彼は1982年まで憲法移管の事業を積極的に展開することになる。他方、1960年の「静かな革命」以後、ケベック州では仏語系カナダ人のナショナリズムが高まっていた。1976年には、「主権連合」というカナダとの国家連合構想を掲げるケベック党のルネ・レヴェック（René Lévesque）が州政権を獲得し、トルドーと人権憲章及び憲法移管についての見解の相違を巡って対決するようになる。

1982年憲法制定に決定的な影響を与えたのが、連邦政府と州政府の間で行われた2回の憲法会議である。第1回は、1980年の連邦・州憲法会議であり、2回目は1981年の連邦・州憲法会議である。ここでは、両憲法会議において、特に人権憲章、とりわけ言語権を巡るトルドーとレヴェックの論争のエッセンスを抽出する。

トルドーはこの憲法改正において、人権憲章の導入を提起した。この人権憲章は、基本的権利の保護、法的権利、民主的権利、差別禁止規定、言語権、移転の権利などからなっている。トルドーは、従来のカナダにおける人権保護の体制、すなわち、各州において個別の人権法によって人権を保護するのではなく、カナダ人権憲章を定めて、カナダ全体で統一的に人権を保護するべきであると説く。つまり、トルドーの意図は、人権憲章を共通の価値観としてカナダ・ネーションの統合の精神的絆にすることである。もう1つのトルドーの憲法議論の柱は、この人権の維持と保護の役割を連邦の最高裁判所に委ねることである。

トルドー連邦政府が提起した言語権の第1の論点は、「英語及びフランス語は、カナダ連邦の公用語であり、連邦議会及び連邦政府の全ての機関におけ

る使用に関し、同等の地位、権利、及び特権を有する」というものである。これは個人が英語か仏語の2言語において連邦機関からサービスを受ける権利であり、あくまでも個人に与えられる権利であると考えられる。

連邦政府の言語権の提案の第2点は、「カナダ連邦の市民で、カナダ連邦において、自己の子弟のうち誰かが、英語または仏語で初等または中等学校教育を受けたか、現に受けている者は、自己の子弟の全てに同一の言語による初等及び中等学校教育を受けさせる権利を有する」とされるものである。この規定は、1977年のフランス語憲章の公的學校についての規定、すなわち、ケベック州で生まれた英語系の親しかその子弟を公的な英語學校に送ることができないとする規定の否定を目的としている。ケベック州の言語法であるフランス語憲章は、両親の學校教育に関する選択の自由を否定しているため、トルドーは、このフランス語憲章を自由主義的な法律とは認めていない⁵。トルドーがあくまでも個人の選択の権利を重視したのは、権利というものは何物もこれを侵害できないという普遍的な権利の主張に立脚しているからである。トルドーは、このように普遍的な個人主義を主張し、仏語系カナダ人をネーションとするのではなく、政治的に統合されたカナダ人のネーションを作り、それをもってカナダ統合を図ろうとしたのである。

それに対して、レヴェックは、1980年の憲法會議において、憲法への人権憲章の導入は、「裁判官の統治 (gouvernement des juges)」を誘発すると批判する。つまり、人権憲章の憲法への導入により、人権の実効性を担保する具体的政策決定の場が、州議會ではなく、人権憲章に照らして権利を解釈する最高裁判所になるということである。それは、権利の保護について最も民主主義的な手段を失わせることを意味する。このレヴェックの主張には、以下の権利に関する考えが横たわっている。「権利および自由は、巨大な範囲に渡り、かついまだに絶えず進化する状態にある。人権憲章の憲法への導入は、必然的にこの進化を複雑にし、選挙にもとづく議會から、権利および自由を民主的原理に従って形成する権限を奪う⁶。カナダの政治システムは、代表制民主主義と議會主権に基づいている。立法の権限の裁判所への移行は、市民から、各人の個人的権利の進展 (l'évolution de leurs propres droits individuels) に影響を及ぼす最も効果的な手段を奪うことになる⁷」。

また、レヴェックは1981年の憲法會議において、ケベック州議會の集団的権利について以下のように述べる。「(人権憲章をカナダの憲法に入れること) は、その権限の領域において主権をもつ議會であるケベック州議會の権限を

弱くしてしまう。この議会の権利は全てのケベック人の集団的権利である。それは、彼らの同意なしで、傷つけられたり、制限されたりすることはない……それらの権利はその経済的發展、文化的發展を保障するための、ケベックにとって絶対に必要な権利だからである⁸（注：強調は筆者）。

以上のようなレヴェックの権利についての考えは、憲法闘争の最中に発表した権利の相互補完性についての論文⁹の中で以下のように展開している。そこでは集団的権利は一般的な権利であるが、その具体的行使が上手くなされうるならば、各人の基本的な権利を助長し、全ての市民にとってその享受を広げることになると主張されている¹⁰。具体的に言えば、共通の言葉による教育や労働の権利は、それ自体は集団の権利であるが、それによってはじめて集団内の個々人の個人的権利—すなわち教育権や労働権—は、実効的に保障される、ということが出来る。ケベックの人々の個人的権利の保障は、個々の集団的権利の保障によって保たれているのである。

こうした主張をレヴェックは、さらに広い国際的視野の下に展開している。レヴェックは、一般的には集団的権利を定めた言語法と言われる 101 号法、つまりフランス語憲章を個人的権利を發展させた法律として主張している。その理由の説明に際し、彼は、ベルギーにおける言語紛争の事例を挙げる。1952年に発効した「人権と基本的自由の保護のための条約（Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms）」、いわゆる「欧州人権条約」の第一議定書第二条（教育についての権利）には、「何者も教育についての権利を否定されない。国家は、教育及び教授の領域における役割の遂行に際し、両親が自らの宗教及び哲学的信念に従う教育及び教授の確保をしようとする権利を尊重する¹¹」と規定されている。ベルギーでは、北部のオランダ語系フラマン語の地域では、公的教育は、フラマン語のみで行われ、南部の仏語系のワロン人の居住する地域では、仏語のみで行われた。しかし、ベルギーの言語問題に関する 1968年の欧州人権裁判所の判決は、ベルギーにおける教育言語に関する制限は、欧州人権条約の教育に関する権利に反していないと結論付けている¹²。

実際、フラマン語の地域に住む全てのベルギー人とその子弟は、いかなる区別もなく、フラマン語での教育への権利をもち、そのことはワロン地域に居住する全てのベルギー人にもいえる。つまり、欧州人権条約の下で認められた教育への権利は、各ベルギー人個人がその母国語で教育を受ける権利として解釈されるのではなく、各社会が全ての子供に公的かつ無料の教育を提

供する権利であるとして欧州人権裁判所によって解釈されたのである¹³。欧州人権裁判所の判決は以下の通りである。「議定書の第2条第1文によって保障される教育への権利は、その本質上、州による規制、つまりその共同体と個人の必要性和資源に応じて、時と場所において異なる規制を必要とする。そのような規制は欧州人権会議において導入された教育への権利の本質を侵害せず、他の権利と衝突しないことは言うまでもない。」つまり、ケベック州においてもっばら仏語で公的教育を与えることによって、全ての人の権利を尊重するというのは、まったく普通のことであり、基本的人権に一致するのであるとレヴェックは述べる¹⁴。

以上のレヴェックの考えは、おおよそ、次のようなものである。すなわち、個人的権利は、その権利の範囲を定めることは簡単ではないとしても、個々に直接保障されるものである。しかし、言語使用権のような、集団的権利によって支えられた個人的権利は立法という手段によってそれを具体化する必要があるということである。権利というものは、トルドーが主張するように絶対的な普遍的な権利として存在するというのではなく、その時々立法者および立法機関の意思によるところが大きい。そのような立法の過程を経て、初めて権利は正当性と具体的な実効性を保障されたものとなるのである。先に示した、ベルギーの言語紛争の事例こそがまさにそのことを表しているものであり、欧州人権条約では、両親の選択の自由も規定されているが、公的な言語権をどのように実施するかは、各社会の中での立法の過程に任されている。その過程で、各社会は公正になるように人権を規定したということである。

つまり、権利の形成について、重要な役割を果たすのは、ケベック州においては、もちろん伝統的にケベック州議会である。このケベック州議会において、ケベック市民各個人が自らの権利の形成に参加するということが重要である。つまり、個人の権利という場合に想定されるのは、まさに個人が個別で行うことだけを意味しているのではなく、各個人が自らの言語で、経済、教育などの生活形成への個人的な志向の現実化のために、集団的な法形成に参加していくという側面をも、個人の権利であると捉えられているのである。

以上のようなレヴェックの発言を見れば、ケベックが集団的権利を要求し、残りのカナダ側は、人権憲章を核とした個人権の重視であるという二分法的理解は、適切な議論とはいえないという点が見えてくるであろう。レヴェック

クによれば、州政府の立法の役割は、単に、集団的権利の問題だけでなく、個人の権利という点からもとらえられているからである。

レヴェックの思考の中で注目すべき点は、権利というものを、各人がそれぞれその自らの権利について、討論し決めていくということが個人的権利であり、それができるのは、できるだけ個人に近い政体であるべきであるという発言である。自らの権利を、自らが決めていく可能性をもつ場(議会等)に参加する権利を彼は個人的権利と呼び、そのような民主主義的な権利を重視する。彼が反対していたのは、そのような権利が連邦政府によって、州の権限から取り上げられ、しかも憲法の中に固定化されるならば、もはや各個人は、その権利のあり方について関与することができなくなるという点であった。

本報告のまとめとして述べれば、トルドーとレヴェックが対決した1982年の憲法闘争で問題になったのは、個人の権利と集団の権利の対立ではなく、権利そのものについての捉え方の違いであった。レヴェックは、権利を、動的で変化し、時代に対応して常に討論を通じて形成していくものととらえている。そのような権利の形成に関わる個人の参加の権利を、権利の内容の個人的性格とは別に個人の権利と呼んでいるのである。他方、ケベック州はカナダの中において、言語的、歴史的に特別な州であるという事実が横たわっている。これらの点を考慮すれば、ケベック州の州議会の重要さは極めて大きなものがある。つまり、州議会にとって、ケベック州を一つのネーションとして、その社会を文化的、社会的に存続、発展させていくということが重要になる。そのようなケベックの文化的・社会的な発展を、市民の参加によって自らの意志で決定していく権利をレヴェックは集団的権利といている。

もし、そうした理解が可能であれば、ケベックの社会をこのように捉えなおすことで、ケベックの社会と他の州の社会とを二分法的に捉える観点を乗り越えていくことができるかもしれないであろう。また、そうすることができれば我々はマルチナショナル連邦制の正当性をより深く根拠づけられる道を切り開くことができるのではないだろうか。

(あらき たかひと 京都大学法学研究科助教)

注

- 1 Patrick Peeters, “Multinational Federations, Reflections on the Belgian federal state”, Michael Burgess and John Pinder(eds), *Multinational Federations* (London:Routledge, 2007), 31.
- 2 石川一雄(1994)『エスノナショナリズムと政治統合』有信堂、92-100頁。
- 3 Michael Ignatieff, *The Rights Revolution* (Toronto : Anansi, 2007), 63.
- 4 Charles Taylor, “Shared and Divergent Values” in *Reconciling the Solitudes* (Montreal/Kingston: McGill-Queen’s University Press, 1993), 173-177.
- 5 *Cité libre*, « Entretien avec Pierre Elliott Trudeau », (vol.26 no1,1998), 104-105.
- 6 Transcript of the Prime minister’s Statement at the First Ministers Conference on September 8, 1980, document 800-14/050 (1980), Federal –Provincial conference of first ministers on the constitution, publications officielles, bibliothèque de la ville de Montréal, 535.
- 7 *Ibid.*, 537.
- 8 Allocution de M. René Lévesque Premier ministre du Québec, Lundi le 2 novembre, conférence fédérale-provinciale des premiers ministres sur la constitution, Document 800-15/015(1981), publications officielles, bibliothèque de la ville de Montréal, 9.
- 9 René Lévesque, *René Lévesque: Textes et Entrevues 1960-1987 Textes colligés par Michel Lévesque en collaboration avec Rachel Casaubon* (Montréal: Presses de l’Université du Québec, 1991).
- 10 *Ibid.*, 243.
- 11 原文は以下の通りである。「No person shall be denied the right to education. In the exercise of any functions which it assumes in relation to education and to teaching, the State shall respect the right of parents to ensure such education and teaching in conformity with their own religious and philosophical convictions.」
- 12 Lévesque, *René Lévesque*, 245.
- 13 1968年のヨーロッパ人権裁判所による「ベルギーにおける教育言語の使用に関する事件(CASE “RELATING TO CERTAIN ASPECTS OF THE LAWS ON THE USE OF LANGUAGES IN EDUCATION IN BELGIUM” v. BELGIUM (MERITS))」の判決は、以下の通りである。「第1議定書の第2条の第1文によって保障される教育への権利は、その本質上、州による規制、つまりその共同体と個人の必要性と資源に応じて、時と場所において異なる規制を必要とする。そのような規制は欧州人権会議において導入された教育への権利の本質を侵害せず、他の

権利と衝突しないことは言うまでもない。」 CASE “RELATING TO CERTAIN ASPECTS OF THE LAWS ON THE USE OF LANGUAGES IN EDUCATION IN BELGIUM” v. BELGIUM (MERITS), European court of human rights, 1968.

14 Lévesque, René Lévesque, 245.

【ワークショップ】

ケベックとベルギー：フランス語圏の多元社会—言語・政治・文学—
 Québec et Belgique : sociétés pluralistes francophones
 — langue, politique et littérature —

フランドレンおよびワロニーにおける
 ケベックの言語政策の影響
 L'influence de la politique linguistique du Québec
 en Flandre et en Wallonie

石部 尚登
 ISHIBE Naoto

1. はじめに

1960年代以降のケベックにおけるフランス語（公用化）政策、とりわけ1977年のケベックの「フランス語憲章」（第101号法）は、世界中の様々な地域・国家の言語政策に多大な影響を与えてきた（Bouchard et Bourhis 2002）。たとえば、カタルーニャ、ウェールズ、バルト諸国などがそうである。それぞれカタルーニャ語、カムリー語（ウェールズ語）、エストニア語・ラトビア語・リトアニア語といった固有言語を有しながらも、領域内での支配言語（威信言語）——カスティーリャ語、英語、ロシア語——の同化圧力を前に、自言語の衰退を案じている地域・国家である。

こうした地域・国家にとって、北米大陸における圧倒的な英語の威光に抗してフランス語の擁護を断行するケベックの取り組みは、固有言語の保護を目指す上で、まさに格好の「参照モデル」（Reniu i Tresserras 2002 : 186）や「礎石」（Druviete 2002 : 218）として機能した。

それでは、そうしたケベックの言語政策は、1830年の独立以来、「言語戦争」とも称される言語を基軸とした対立を経験してきたベルギーにあっても、同様の影響力をもったのか。またそうであるならば、それはどのような形での影響であったのか。

ある地域や国家で執り行われる政策は、それぞれの領域内の状況にあわせて目標が設定され、その上で諸措置が策定される。しかし同時に、その政策

決定過程においては、類似した状況下ですでに実施されている他国または他地域の政策が参照されることも常である。域内での言語の在り方を規定しようとする言語政策においても、それは同様である。

そこで本稿では、政策の前提となる言語状況や歴史的記憶、言語法の内容や制定時期、さらにはその立法過程での議論などを分析対象とし、国家間の言語政策の影響関係を探ることで、ケベックの言語政策のベルギーへの影響について論じる。

以下、次節で現在のベルギーにおける言語政策の主体について確認する。第3節では、ベルギーの2つの地域、「フラーンデレン (Vlaanderen)」と「ワロニー (Wallonie)」(これらの名称については後述)を区別し、それぞれが行っている言語政策へのケベックの影響について考察する。これらの手続きを経ることで、ベルギーの両言語政策主体が共にケベックの言語政策の影響を受けながらも、ケベックの言語政策に寄せられた関心の対象は異なっていたことを明らかにする。

2. ベルギーにおける言語政策の主体

ケベックの言語政策のベルギーの言語政策への影響を考察するにあたり、まずは現在のベルギーにおける言語政策の実施主体を確認しておく必要がある。それは、20世紀後半にはじまる国家再編にともない、1970年に言語政策の「共同体化」がなされているためである。連邦レベルでの「言語の同数」^{パリティ}に関連する諸規制を別にすれば、国家規模での言語政策は存在しない(石部 2011a)。

現在ベルギーは、主として経済的事項に権限を有する「地域 (Régions / Gewesten)」と、文化的事項に権限を有する「共同体 (Communautés / Gemeenschappen)」の2つの連邦構成体から成る二元的な連邦国家となっている。後者の「共同体」(1980年までは「文化共同体」)が、言語に関して排他的に権限を有している。

具体的には、オランダ語圏については「フラーンデレン共同体 (Vlaamse Gemeenschap)」が、フランス語圏については「ワロニー＝ブリュッセル連合 (Fédération Wallonie-Bruxelles)」¹が、また本稿では考察の対象とはしないが、ドイツ語圏については「ドイツ語話者共同体 (Deutschsprachige Gemeinschaft)」が、それぞれ自らの領域について排他的に言語政策を執り行っている(図 1)。

図1：ベルギーの言語政策の主体



なお、厳密には異なる概念ではあるが、本稿では以下、便宜的にオランダ語圏のフランドレン共同体を「フランドレン」、フランス語圏のワロニー＝ブリュッセル連合を「ワロニー」と呼ぶことにする。

3. ベルギーの言語政策

それではフランドレンとワロニー、それぞれの言語政策について、ケベックの言語政策との影響関係の観点からみていこう。

3.1. フランドレンの言語政策への影響

フランドレンにとって、1970年の（文化）共同体の設立と言語的事項に関する権限の移譲、すなわち言語政策の共同体化は、長きにわたる言語運動の1つの到達点であった。それによりはじめて、従来のようなフランス語話者との骨の折れる折衝を経る必要なしに、自らの手で自らの言語について決定を行うことが可能となった。実際に、1970年代の前半には言語法が立て続けに制定されており、域内におけるオランダ語の「地位」の強化が集中的に行われた（表1）。後述するが、こうした当該時期のフランドレン側の動きは、ワロニー側のそれとはきわめて対照的なものであった。

こうしたフランドレンの言語政策の背景には、独立以来フランドレンが経験してきた言語状況がある。ベルギー国家の独立に際して、新しい政府はフランス語による単一言語主義を採用し、フランス語のみによる国家運営を行った。フランドレンの一般大衆の言語²であるオランダ語³は、公的な言語領域での使用が認められず、「良きベルギー人」となるためにフランス語の習得が推奨されずらした。

こうした状況の改善を目的として誕生したのが「フランドレン運動

表1：言語政策年表

	ケベック	ベルギー	
		フラーンデレン	ワロニー
1969年	ケベック州におけるフランス語発展のための法律（63法）		
1970年		（文化）共同体の設立	
1972年		議会、行政等における言語使用を規定する共同体法	
1973年		労使関係における（…）言語使用を規定する共同体法	
		ネーデルラント語の公式名称を確定する共同体法	
1975年		言語勸告評議会の設立	
1974年	ケベック州の公用語法（22号法）		
1977年	フランス語憲章（101号法）		
1978年			フランス語の擁護に関する共同体法
1982年			労使関係における（…）フランス語の使用の保護に関する共同体法
1985年			フランス語評議会の設立
1989年			フランス語憲章

（Vlaamse beweging）」であり、とりわけ19世紀半ば以降運動は激しさを増した。この長期にわたる民族運動かつ言語運動は、段階的にオランダ語に関する権利を獲得してゆき、19世紀後半には、国家の言語政策の方針を「単一言語主義」から「二言語主義」へと変更させた。しかしながら、両言語のもつ威信の違いから、フラーンデレン側の不平等で困難な状況の改善には至らなかった。

一般的に、域内の複数の言語間に威信の差が存在すると、たとえ法律で言語間の平等が規定されようとも、お互いが相手の言語を学びあう「双務的な」二言語使用は成立せず、もっぱら一方のみが相手の言語を学ぶ「片務的な」二言語使用に落ち着く傾向がみられる（石部 2011b: 96-9）。フランス語とオランダ語はまさにそうした関係にあり、公的言語主義が言語的平和をもたらすことはなかった。

以上のような「言語的差別の記憶」、「長期の言語運動の経験」、「公的言語

語政策の頓挫」というフランドレンにおける言語的背景を考慮すれば、また、その結果として現在一部のみられるような連邦からの分離独立すら視野に入れた「言語ナショナリズムの昂揚」を考えてみても、フランドレンとケベックの間には、「比較しない方が難しい程の多くの類似点が見られる」(Deprez 1982: 242)。まさに「フランドレン人はベルギーのケベック人」(Erk 2002: 500)なのである。

自らの固有言語の「地位」の向上が常に必要とされてきた、そして現在でもされ続けているという共通した言語状況から、フランドレンとケベックの言語政策の影響関係を推定することは難しくない。これまで両地域の言語政策を対象として行われてきた比較研究の蓄積 (Deprez 1981; Lobelle 1982; Willemys 1984, 1989; Dujardin 2002; Remysen 2010 など) が、実際にそれを物語っている。

こうしたフランドレン側のケベックの言語政策への関心は、現在でもなお継続している。一例を挙げると、フランドレンの言語政策を担う立法機関、フランドレン議会の内部に設置されている「議会情報センター」が、ケベックの言語政策の調査を行い、それを議会サイトで公開している (Parlementair Informatiecentrum 2013) ⁴。ケベックの言語政策との影響関係はたしかに存在する。

3.2. ワロニーの言語政策への影響

一方、ワロニーについては、フランドレンにおけるそれとは対照的に、Klinkenberg (2002) をほぼ唯一の例外として、ケベックの言語政策の当地への影響が指摘されることはこれまでほとんどなかった⁵。両地域は多数派言語がフランス語であるということは共通するものの、両国におけるフランス語の「地位」の違い、つまりケベックとは異なりベルギーでは独立以来常にフランス語優位の社会であったという事実が、比較の対象とされてこなかった1つの要因であると考えられる。

1970年の言語政策の「共同体化」後、先述のように、フランドレンは言語法の制定を通じたオランダ語の「地位」向上を目指す政策を集中的に行ったが、ワロニーではしばらく言語政策不在の時期が存在した。長きにわたり頭を悩ませてきたオランダ語話者の権利要求から解放されたことでの安堵感や、言語問題そのものに対する無関心がそこにはあった。

しかしながら、ケベックで第22号法 (1974年) や第101号法 (1977年) が

制定されると、それまでの沈黙を破るかのように、「フランス語の擁護に関する共同税法」（1878年）、「労使関係における（…）フランス語の使用の保護に関する共同税法」（1982年）、「フランス語評議会の設立に関する共同税法」（1985年）と、立て続けに言語法が成立している（表1）。これらの言語法の目的は、フランス語使用の徹底にあった。このように1978年以降の諸言語法の成立時期からしても、またその内容からしても、ケベックの言語政策の影響がワロニーにおいてもたしかに存在していたと考えられる。

また、これらの言語法に関する法案趣意書や共同体議会でなされた議論では、政策の正当性を主張するために、ケベックの言語政策への言及が頻繁になされている。たとえば、「ケベックで実現されたものに類似した…（… analogue à celle qui a vu le jour au Québec …）」（*Documents du Conseil*, 52 (1975-1976) -n°1: 3）や、「ケベックで作られたものにならない…（… à l’instar de ce qui se fait au Québec）」（*ibid.*, 52 (1975-1976) -n°4: 3）といった文言、さらには以下のように直接ケベックの言語法が明示的に引き合いにだされることもあった。

言語の純粋性を規定する条文を含む公用語についての第22号法を引き合いに出しますと、ケベックにおいては、省庁や行政機関に対して用語委員会を設立することとされています。（*Compte rendu intégral*, 1978.3.7:7）

1989年には、4年前に設立されていた公的言語機関であるフランス語評議会（*Conseil de la langue française*）が、その最初の活動成果として、ワロニーにおけるフランス語話者の「言語的な権利と義務」を定めた宣言を採択している。その名はケベックの言語政策の象徴ともいえる言語法の名と同じ「フランス語憲章（*Charte de la langue française*）」であった⁶。

以上のことを勘案すると、ワロニーの言語政策にも、ケベックの言語政策の影響を、少なくとも一定程度の影響を認めることができる。

4. ケベックの言語政策の影響の違い

前節で、ケベックの言語政策は言語的背景が似ているフラーンデレンでだけでなく、ワロニーにおいても同様に影響をおよぼしたことを確認した。続いて、フラーンデレンとワロニーの両地域で、ケベックの言語政策のどのような点がより重視され、受容されたのかを検討しよう。

ケベックの言語政策、とりわけフランス語憲章は、時にそのフランス語に公用語の「地位」を与えたという側面がことさら強調されることがある。しかし、矢頭（2009: 156）が指摘しているように、憲章は「ケベック州のフランス語の地位を上昇させること」と共に、「〔フランス語の〕質を改善すること」という2つの目的から制定されたものである。言語の「地位」に対する介入としての「ステータス計画」と、言語の「本体」に対する介入としての「コーパス計画」の両方の側面を有しているのである。

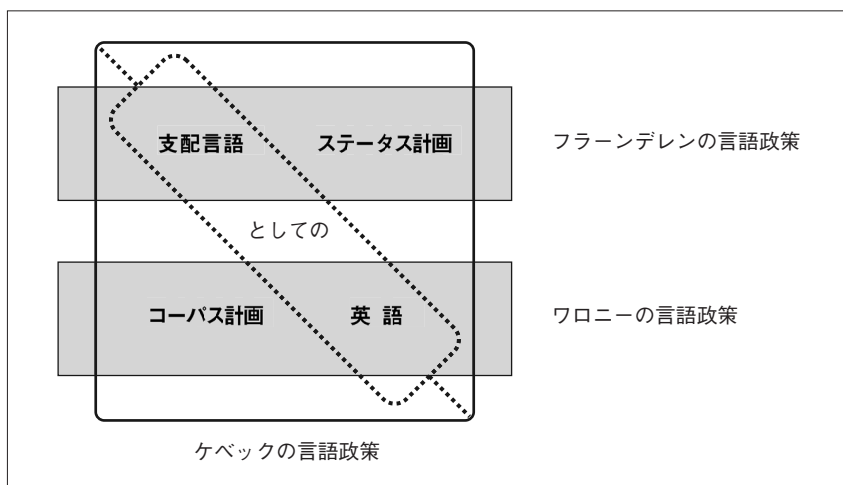
また、政策の直接の対象は当然（ケベックの）フランス語であるが、その背後にある対象は「支配言語」としての「英語」である。

こうした広い射程をもつケベックの言語政策が、フラーンデレンとワロニーの両地域にそのまま影響をおよぼしたというわけではない。フラーンデレンにおいては、その歴史的な経緯から、3.1節でみたように、何よりも重視されたのはオランダ語の「地位」であり、その政策の背後にある対象は「支配言語」としてのフランス語であった。

一方で、ワロニーにおいては、ブリュッセル問題こそ残るものの、それ以外の領域については、ほぼフランス語の独占状態にあり、フランス語の「地位」は大きな問題ではなかった。かわりに、法律の議論に繰り返し現れている「フランス語の保護（*protection du français*）」（*Documents du Conseil*, 52 (1975-1976) -n°1: 3）や「言語の防衛（*défense de la langue*）」（*Compte rendu intégral*, 1978. 6. 6 : 5）という文言が示しているように、関心はむしろフランス語の「コーパス計画」の方にあった。そうしたフランス語政策が必要とされたのが、「フランス語の危機」がさかんに喧伝されていた時期であったことを考慮すれば、その政策の背後にある対象は、フランス語を侵食する外来のアメリカ合衆国の「英語」であった。

フラーンデレンとワロニーの両地域の政策に、たしかにケベックの言語政策は影響をおよぼした。しかしそれは、図2に示したように、両地域でケベックの政策のそれぞれ異なる側面を重視した上での受容であった。

図2：ケベックの言語政策とベルギーの両地域の言語政策



5. おわりに

本稿では、ベルギーの2つの言語政策主体であるフラーンデレンとワロニーを分け、それぞれにおけるケベックの言語政策の影響を考察した。それにより、これまで繰り返し指摘されてきたフラーンデレンへの影響に加え、ワロニーの言語政策にもケベックの言語政策の影響を認めることができた。とはいえ、両言語政策主体で、ケベックの言語政策の影響の形は異なっていた。

言語政策の背後にある「対象」の観点からすると、ケベックの言語政策の「支配言語としての英語」のうち、フラーンデレンの言語政策においては対「支配言語」の側面（対フランス語）が、またワロニーの言語政策においては対「英語」の側面がより強く表れていた。

一方で、言語政策の「内容」の観点から見るのであれば、ケベックの言語政策がもつ「ステータス計画」と「コーパス計画」のうち、フラーンデレンの言語政策においては、少数派言語の保護という意味での「ステータス計画」の側面が、ワロニーの言語政策においては、フランス語の促進という意味での「コーパス計画」の側面がより重視された。

（いしべ なおと 日本大学助教）

注

- 1 2011年4月まで「フランス語共同体 (Communauté française)」と呼ばれていた。なお、この名称は共同体の自称であり、憲法等で規定されている名称は「フランス語共同体」のままである。
- 2 独立当初、フラーンデレン人の選良層の日常言語はフランス語であった (Curtis 1971:107)。フラーンデレン人かワロン人かという区別なく、またカトリック主義者であるか自由主義者であるかの区別もなく、指導者たちがフランス語を介して結び付いていたために、国家の公用語として唯一フランス語の選択がなされた。
- 3 当時は「フラーンデレン語 (Vlaams(ch))」と呼ばれた。
- 4 さらには、近年両地域において共通して観察される、自言語以外の言葉に対する「差別的」ともいえる排他的言語政策も、両者の言語状況の近似性、およびその結果としての言語政策の影響関係を示している。2013年に生じたケベックのいわゆる「パスタゲート事件」に相当するようなフラーンデレンの事例が石部 (2010) に挙げられている。
- 5 ただし、ワロニーにおける社会言語学的研究の喚起という点からみれば、ケベックの存在はけっして小さくない。1980年にはリエージュ大学において、ケベックの社会言語学的状況に関するシンポジウムが開催され、「ベルギーにおけるフランス語の社会言語学に向けて」と題された討論会が催されている (Klinkenberg *et al.* 1981)。そこでは、ケベックと比較して、ベルギーのワロニーにおける社会言語学的研究の欠如が指摘され、その必要性が議論された。それは「ベルギーのフランス語圏 [=ワロニー] における社会言語学の出生証明」と呼べるものであった (Klinkenberg 2002: 232)。
- 6 ただし、ケベックの第101号法とは異なり、ベルギーにおける「憲章」はあくまで宣言に過ぎず、法的拘束力をもつものではないという違いはある。

参考文献

- Bouchard, Pierre et Richard Y. Bourhis (dir.) (2002) *L'aménagement linguistique au Québec: 25 ans d'application de la Charte de la langue française*, Office québécois de la langue française.
- Chevrier, Marc (1997) *Des lois et des langues au Québec : Principes et moyens de la politique linguistique québécoise*, Ministère des relations internationales.
- Curtis, Arthur Edward (1971) *New Perspectives on the History of the Language Problem in*

- Belgium*, Ph.D. dissertation, University of Oregon.
- Deprez, Kas (1981) « Comparaison sociolinguistique du flamand et du français canadien », In Jean-Marie Klinkenberg, Daniele Racelle-Latin et Guy Connolly (dir.) *Langages et collectivités: le cas du Québec: actes du Colloque de Liège (mars 1980)*, Lemeac, pp. 181-99.
- ____ (1982) “Belgian Netherlandic and Canadian French: A Sociolinguistic Comparison”, *Language problems & language planning*, 6(3), pp. 241-70.
- Domenichell, Luisa (1999a) *Constitution et régime linguistique en Belgique et au Canada*, Bruylant.
- ____ (1999b) « Comparaison entre les stratégies linguistiques de Belgique et du Canada », *Revue internationale d'études québécoises*, 2(2), pp. 125-145.
- Druviète, Ina (2002) « La Charte de la langue française et les lois linguistiques dans les Pays baltes », In Pierre Bouchard et Richard Y. Bourhis (dir.), pp. 217-21.
- Dujardin, Jean (2002) « L'emploi des langues en Flandre et une comparaison avec l'emploi des langues au Québec », In Pierre Bouchard et Richard Y. Bourhis (dir.), pp. 223-6.
- Erk, Jan (2002) « Le Québec entre la Flandre et la Wallonie : Une comparaison des nationalismes sous-étatiques belges et du nationalisme québécois », *Recherches sociographiques*, 43(3), pp. 499-516.
- 石部尚登 (2010) 「領域性の原理と単一言語主義—ベルギーの言語政策のナショナルリズム的側面について」『ことばと社会』三元社、12、154-77頁。
- ____ (2011b) 『ベルギーの言語政策—方言と公用語』大阪大学出版会。
- ____ (2011b) 「ヨーロッパにおける「言語の領域性」—ベルギーの政策的言語境界線の生成と固定について」『多言語社会研究会大会年報』6、85-106頁。
- Klinkenberg, Jean-Marie (1985) « La crise des langues en Belgique », In Jacques Maurais (éd.) *La Crise des langues*, Conseil de la langue française, pp. 93-145.
- ____ (2002) « L'impact de la politique linguistique québécoise vue de Belgique francophone », In Pierre Bouchard et Richard Y. Bourhis (dir.), pp. 231-3.
- Klinkenberg, Jean-Marie, Daniele Racelle-Latin et Guy Connolly (dir.) (1981) *Langages et collectivités: le cas du Québec: actes du Colloque de Liège (mars 1980)*, Lemeac.
- Lobelle, Jan (1982) « Le Québec et la Flandre : étude comparative de situations sociolinguistiques », *Anthropologie et Sociétés*, 6(2), pp. 131-140.
- Parlementair Informatiecentrum (2013) “Informatiefiche taalbeleid Québec”, <http://www.vlaamsparlament.be/vp/informatie/pi/informatiedossiers/quebec_taalbeleid.html> [2014.01.26]
- Rayside, David M. (1977) « Les relations des groupes linguistiques au Canada et en

- Belgique », *Recherches sociologiques*, 8(1), pp. 95-131.
- ___ (1978) “The Impact of the Linguistic Cleavage on the ‘Governing’ Parties of Belgium and Canada”, *Canadian Journal of Political Science*, 11(1), pp. 61-98.
- Remysen, Wim (2010) « La politique linguistique des médias publics au Québec et en Flandre : de quelle conception de la langue est-il question ? », In Wim Remysen et Diane Vincent (dir.), *Hétérogénéité et homogénéité dans les pratiques langagières*, Presses de l'Université Laval, pp. 115-150.
- Reniu i Tresserras, Miquel (2002) « Le Québec et la Catalogne », In Pierre Bouchard et Richard Y. Bourhis (dir.), pp. 185-7.
- 矢頭典枝 (2008) 『カナダの公用語政策—バイリンガル連邦公務員の言語選択を中心として』リーベル出版。
- ___ (2009) 「フランス語憲章」、小畑精和・竹中豊編『ケベックを知るための54章』明石書店、154-62頁。
- Willemys, Roland (1984) « La standardisation linguistique en dehors des centres de gravité de la langue: la Flandre et le Québec », In Josiane F. Hamers, Jean-Denis Gendron et Richard Vigneault (éd.) *Du disciplinaire vers l'interdisciplinaire dans l'étude du contact des langues*, Centre international de recherche sur le bilinguisme, pp. 52-70.
- ___ (1989) “Québec en Vlaanderen: overeenkomsten en verschillen”. *Verlagen en Mededelingen van de Koninklijke Academie voor Nederlandse Taal- en Letterkunde*, 1989, pp. 106-31.
- ___ (1991) “De efficiëntie van taalwetgeving. Bedenkingen bij recente gegevens uit Québec”, *Verlagen en Mededelingen van de Koninklijke Academie voor Nederlandse Taal- en Letterkunde*, 1991, pp. 274-91.

ケベックとベルギー：フランス語圏の多元社会—言語・政治・文学—
Québec et Belgique : sociétés pluralistes francophones
— langue, politique et littérature —

ベルギー・フランス語文学における
アイデンティティの形成と対立
—19世紀末ブリュッセルとワロニーの文学シーンを巡って—
La formation et l'opposition de l'identité dans la
littérature francophone en Belgique. La scène littéraire
à Bruxelles et en Wallonie à la fin du XIX^e siècle

三田 順
MITA Jun

はじめに

本報告ではベルギーにおけるフランス語文学のアイデンティティの形成過程を考察した。とりわけ同じベルギーのフランス語圏でありながらも異なるアイデンティティの構築が試みられた19世紀後半の首都ブリュッセルと、南部のワロニー地方¹における象徴主義の受容に注目し、ブリュッセルおよびワロニーの作家がそれぞれフランスとの関係においてどのようなアイデンティティを獲得しようと試みたのかを検討した。

1. ベルギーにおける両言語文学の歴史的展開とアイデンティティ

1830年にオランダから独立を果たしたベルギーでは、実際にはオランダ語話者であるヴランデレン（フランドル）人が人口の過半数を占めていたにも拘らず、1898年までフランス語が唯一の公用語とされており、教育も長くフランス語のみで行われていた。結果、文化シーンにおいて大局的にはフランス語話者がベルギー文化をリードすることになったものの、「ナショナルな文学 *nationale literatuur/littérature nationale*」という意味では、オランダ語文学の方が先んじていた事実は注目に値する。

ベルギーにおける2大言語であるオランダ語とフランス語による文学はこれまで、「ベルギー文学」という枠組みで併せて論じられることは無かったが、言語的差異の他、その要因の1つとして考えられるのが、両言語文学において「ナショナル」という言葉の指す所が一致していない点である。

ベルギー・オランダ語文学の嚆矢は、ヘンドリック・コンシアンス (Hendrik Conscience, 1812-1883) が、1838年に発表した『ヴラーンデレンの獅子、あるいは黄金拍車の戦い *De leeuw van Vlaanderen of de Slag der gulden sporen*』という歴史小説である。この物語は1302年にヴラーンデレンの都市連合がフランス軍を破った史実に着想を得たものだが、オランダからの独立を果たした直後のベルギーで書かれたこの作品の意図が「反オランダ」ではなく、「反ベルギーのフランス語話者」にある点は見逃せない。『ヴラーンデレンの獅子』初版本の前書で、コンシアンスは「我らが（ヴラーンデレン人の）読者に紹介する本書は、そのナショナリティーと大胆さを証明する」(Conscience, 1838, p. II) (括弧内補足は論者、以下同) と述べ、以下9頁に亘って当時のベルギーにおける言語的不平等が論じられている。つまり、ヴラーンデレンのオランダ語文学運動は、その当初よりベルギーという国家におけるフランス語話者支配に対する、ヴラーンデレン人の文化的自立を求めるものであったため、ここで「ナショナリティー」という語は、ベルギーという枠組での「国民性」ではなく、ヴラーンデレンの「民族性」と理解されるべきであろう。

このようにベルギー・オランダ語文学は、ベルギーのフランス語話者に対抗する「ヴラーンデレン民族の文学」として誕生した訳だが、他方、ベルギー・フランス語文学はベルギー独立から第一次世界大戦までの期間、ベルギー独自の「国民文学」の確立を模索していた。

すでに触れたように、建国直後の1838年に「民族文学」がヴラーンデレンに登場した一方、「最初のベルギー・フランス語文学」として知られる、シャルル・ド・コステル (Charles de Coster, 1827-1879) の、いわゆる『ユールンスピーゲル伝説』が発表されるのは1867年になってのことである。ベルギー・フランス語文学の誕生が遅れた一要因として、フランス語という大言語を母語としていることで、洗練されたフランス文学を直接受容するだけでなく、そこに（言語的にも地理的にも）直に参加することが容易であったフランス語話者にとって、「ベルギー文学」の概念、およびその必要性自体が曖昧であったことが考えられる。ベルギー出身の劇作家が1845年に記した一

文は、フランス語という文化的大言語を使用しつつ独自の国民文学を生み出すことの難しさを良く伝えている。

そもそも、我々（ベルギー人）は一つの〈^{ナショナル}国民〉文学を有しているだろうか。

当然ながら否である。というのも我々にはベルギー^{ナショナル}国民の言語がないからだ。

ヴラーンデレン文学があると主張する者もあり、それに従えばヴラーンデレン^{ナショナル}民族文学が存在することになる。言葉通りに捉えるなら彼らの意見は正しい。

しかし依然として正書法について議論され、アルファベットの使い方も定まっていない言語による文学作品について、我々は一体どのような判断を下せるというのだろうか。

フランス語で書くベルギー人についていえば、彼らがものしているのはフランス文学であって、それ以外の何物でもない。

筆者の知る限りスイス文学は存在しない。ブリュッセル同様、ジュネーヴではフランス文学が書かれており、別の州ではドイツ文学が書かれている。²

（山括弧内はエヴラールによる強調）

そうした中、ヴラーンデレン人の父親とワロニー人の母親との間に生まれたフランス語作家、ド・コステールは、地理的にはヴラーンデレンに位置しながらもフランス語化が急速に進行していたベルギーの首都ブリュッセルにて一つの解答を創り出す。元々ドイツの民衆の間で知られていた「オイレンシュピーゲル」の伝説を、ヴラーンデレンを舞台に翻案した上述の『ユーレンスピーゲル伝説』を始めとする諸作品で試みられた、「ヴラーンデレン的な物語をフランス語で書く」という折衷的アイデンティティーは、近代において花開くベルギー・フランス語文学の雛型となったのである。

2. ベルギー・フランス語文学における象徴主義と「北方神話」

ド・コステールによって方向付けられた「ヴラーンデレン的な物語をフランス語で書く」という、ベルギー・フランス語文学のアイデンティティーは近代文学においても受け継がれ、まもなく登場した象徴主義において「ヴラーンデレン性」は単なる主題から美学的に昇華されることで、フランス語文学の中心地パリでも評価されるに至る。

強大なフランス文化の末端として取り込まれることなく、ベルギー・フランス語文化としての自立性を獲得せんが為、ベルギーの作家たちは「北方神話 le mythe nordique」と呼ばれる、戦略的エクリチュールを選択する。ベルギーの研究者J・＝M・クリンケンベルグはこの点について次のように述べている。

この〈北方性〉というヴィジョンは20世紀初頭まで、ベルギーのフランス語文学の全期間に影響を及ぼすことになる。北方性＋フランス語という公式はこの文学についてのあらゆる言説の要約となり得る。³

ここでベルギーの「北方性」を喚起する鍵となったのが「ヴラーンデレン性」であった。つまり、ヴラーンデレンの古都を中世の面影を残す神秘的空間として描いた小説『死都ブリュッヘ*Bruges-la-Morte*』（1892）によってパリで大成功を収めたジョルジュ・ローデンバック（Georges Rodenbach, 1855-1898）、ヴラーンデレンの風物をリユーベンスやヨルダーンズのバロック絵画を想起させる官能性をもって謳ったエミール・ヴェラーレン（Émile Verhaeren, 1855-1916）、ヴラーンデレン神秘主義の影響を受けた戯曲によって世紀末ヨーロッパの演劇にインパクトを与えたモーリス・マーテルランク（Maurice Maeterlinck, 1862-1949）によって知られるベルギー象徴主義文学は、「ヴラーンデレン性」、「ゲルマン性」等といった言葉で語られる、「北方的」要素を取り込むことで異化効果を生み出している。クリンケンベルグが「ベルギーのフランス語話者文学が十九世紀末のパリで受け入れられたのは、まさにヴラーンデレン性、北方性という差異によって」であった（Denis et Klinkenberg, 2005, p. 108）と指摘しているように、ベルギー・フランス語象徴主義文学の成功は「北方的」、すなわち「ヴラーンデレン的」な、ベルギー・フランス語文学の喚起する「エグゼティスム」に多くを負っていたのである。

3. ワロニーにおける象徴主義受容と反ブリュッセル意識

この様にフランスに対する独自性の獲得を目指したベルギー・フランス語文学は、いわば「ヴラーンデレン的フランス語文学」としてアイデンティティの獲得を目指した訳だが、これが可能であった背景には、ド・コステールを始めとする19世紀のベルギー・フランス語文学を担った作家達の大部分

がフランス語で教育を受けたヴラーンデレン人であったという特殊な状況がある。

しかしながら、「ヴラーンデレン的フランス語文学」という「ベルギー・フランス語文学」のアイデンティティーは、フランス語支配に対抗するベルギーのオランダ語話者は無論、ラテン系フランス語話者が中心であるワロニー地方の作家にも受け入れ難いものであった。

これまでの研究はベルギーの言語文化の問題をオランダ語対フランス語、ヴラーンデレン対ワロニーという二元論に簡略化してきた嫌いがあるが、同じフランス語話者ではあるものの、ゲルマン系ヴラーンデレン人のアイデンティティーとラテン系ワロニー人のアイデンティティーは本来明確に区別して考察されるべきものである。

興味深いことに19世紀末に象徴主義をベルギーに最初にもたらしたアルベル・モッケル (Albert Mockel, 1866-1945) は、世紀末のベルギー・フランス語文壇で活躍した数少ないワロニー人であると同時に、文学における「ワロニー地域主義」の先駆者でもあった。

ワロニーの中心都市リエージュの裕福な家庭に生まれたモッケルは学生時代からヴェルレーヌやマラルメに倣った詩作を試みているが、今日では寧ろ象徴主義の理論家、批評家として評価されている。彼の名を世に知らしめた文芸誌『ワロニー *La Wallonie*』は、その誌名が示す通り、特に初期は地域主義的な性格を強く押し出すことで、独自のアイデンティティーの獲得を目指していた。その際『ワロニー』誌が打ち出した差異化の図式が、「フランス人対ベルギー・フランス語話者」ではなく、「ワロニー人対ベルギー人」であったことは注目すべき点である。創刊2年目の1887年に、モッケルは『ワロニー』誌の読者に次のように語り掛けている。

なんということか！皆さんはワロニー人なのです。ワロニー人であり続け、皆さんの種に反してベルギー人となることで身を汚してはなりません。……我々の快活さと、彼らのねっとりとした血とは全く似ても似つかぬものです。彼らはゲルマン人であり、我々はラテン人なのです。(中略) 我々自身でありましょう (Soyons nous)、それ以外の何者でもなく。ワロニー人でありましょう、ベルギー人 (Belgeois) ではなく。(La Wallonie, 1887, p. 64) (強調は筆者)

ここで、「ベルギー人 Belgeois」という語でモッケルが指しているのはブリ

ユッセルのヴラーンデレン系フランス語話者である。「我々自身であろう *Soyons nous*」というフレーズは、ベルギー近代文学を牽引したブリュッセルのライバル誌『若きベルギー *La Jeune Belgique*』の創刊宣言の引用であり、ここでモッケルは明らかにブリュッセル文壇を支配していたヴラーンデレン人、すなわち「ゲルマン系のフランス語話者」に対して「ラテン系ワロニー人」を対置している。さらにモッケルは「ベルギー人」を指すに当たって、本来のフランス語表現である「Belges」ではなく、「ブルジョワ *bourgeois*」を喚起させる「Belgeois」という造語を使用することで否定的なニュアンスを強めてもいる。

文芸誌『ワロニー』が生まれた背景には、アイデンティティーの異なるベルギーのフランス語話者文壇内の勢力争いがあり、ベルギーにおける象徴主義の受容は、フランス語話者のヴラーンデレン人が中心となっていたブリュッセル文壇に対抗するための戦略という性格をも有していた。

『ワロニー』誌が積極的に受容した象徴主義は、当初「社会と結び付いた芸術」を掲げたブリュッセルのもう一つの有力誌『近代芸術 *L'Art moderne*』とは相容れず、形式的に保守的なフランス高踏派を擁護し、初めは象徴主義に批判的であった『若きベルギー』誌とも対立したが、これはブリュッセル文壇に対抗するためのモッケルの戦略で、『ワロニー』誌は最新の近代美学である象徴主義とワロニー性という地域主義の二つの柱を拠り所としてベルギーのフランス語文壇での勢力争いを演じた。

1890年にフランスのある雑誌で、著名なヴラーンデレン系フランス語作家が批判された際、ブリュッセルの『若きベルギー』誌は『ワロニー』誌に、この同郷の作家を擁護するための共闘を呼びかけたものの、モッケルは『ワロニー』誌上で次の様に冷たく応えている。

『ワロニー』誌が政治的な瑣事に思いを巡らせたことは未だかつてない。(中略) そもそも、我々は全くもって「ベルギー人」ではなく、抗議をしたいのなら、それは『若きベルギー』誌の問題である。ワロニー人、リエージュ人である我々は、ノルマンディー人や南フランス人以上に、人種的にフランス人の資格を有している。(La Wallonie, 1890, p. 252)

北仏、南仏人を引き合いに出しながら、ここでも言外に揶揄されているのはヴラーンデレン系のフランス語話者である。ベルギーのフランス語話者間

における錯綜した民族的、文化的対立意識は、ヴラーンデレン系フランス語話者に主導された首都ブリュッセルの「ゲルマン性」に対するワロニーの「ラテン性」意識を強めしめ、『ワロニー』誌は次第に「ベルギーにおけるフランス文化の正統な担い手」としての自覚を増して行く。結果的にモッケルが完全にパリ志向になったことで、ベルギーおよびワロニーでの存在意義を失った文芸誌『ワロニー』はわずか6年の歴史と共に終刊を迎えることとなる。

4. フランスに対するワロニー文学のアイデンティティー

これまで見たように、モッケルを中心としたワロニーの作家は、ブリュッセルのゲルマン系の作家達に対してワロニーのラテン性を主張した訳だが、彼らは時として、フランス文学に対しても独自性を主張している。

ブリュッセルの文芸誌『近代芸術』の編集長で、ワロニー人の父とヴラーンデレン人の母の間に生まれたエドモン・ピカール (Edmond Picard, 1836-1924) は、1897年に「ベルギー精神 L'Âme belge」と題した有名な一文で、ドイツとフランスの交差地であるベルギーの精神を、ゲルマン性とラテン性の調和の取れた混交物と定義した⁴。当時広く流布していたこのコンセプトに批判的であったモッケルは、しかし同じ年にワロニー人について次のように述べている。

ワロニー人 (ゴール人、ガリア人) は、要するに北方のフランス人の一つで、中央のフランス人よりも夢想的で、重厚でもある。というのも、兄弟であるロレーヌ人のように、ワロニー人はゲルマン的要素をより多く保持しているからだ。(Mercure de France, 1897, p. 101)

つまりフランスに対しては、ワロニーもまた「北方的、ゲルマン的」な性格を強調しており、畢竟、ワロニーのフランス語文学は「北方的なフランス語文学」という、ライバル視していたブリュッセルのベルギー・フランス語文学のアイデンティティーと同じ公式に陥っている。

おわりに

本報告では、元来唯美的運動であった象徴主義のワロニーにおける受容に注目し、それがワロニーにおけるフランス語文学のアイデンティティーの獲

得に際してどのような役割を果たしたのかを検討した。ブリュッセルのヴラアンデレン系フランス語話者が規定した、「北方的／ゲルマン的フランス語文学」というベルギー・フランス語文学のアイデンティティーはラテン系民族であるワロニー人にとっては受け入れ難いものであり、モッケルを中心とする雑誌『ワロニー』は、ブリュッセルに対しては、ワロニーの「ラテン性」を強調することで「より純粋なフランス人」として、フランスの権威に縋りつつ、フランスに対してはワロニーの「北方性」を主張するという、二重の論法を展開していた。『ワロニー』誌はこの二つの方向性に対して、「象徴主義」と「ワロニー地域主義」を使い分けていたが、結局のところ中心人物であったモッケルにとって重要であったのは、パリで認められる文学であったため、彼の目指した象徴主義文学は最終的にフランスの動向に同化して行くこととなった。

ワロニーにおけるフランス語文学とワロニー語文学を比較考察した論考で、クリンケンベルグは所謂「周縁的」な文学が、伝統的な文学形式では様式的保守性を示す一方、ベルギーにおける詩や漫画のように、「主流の文学」では重要視されていない文学ジャンルに活路を見出す傾向を指摘している (Klinkenberg, 2010, pp. 165f, 176)。当時僅かではありながら存在していたワロニー語による文学が文学的革新性を打ち出せず、様式的に保守的で凡庸な作品しか生み出していなかったのに対して、矛盾を内包したが故にフランスに同化する結果となったものの、モッケルがワロニーという地域性を主張しつつ、当時最新の文学様式であった象徴主義を受容することで近代ベルギー・フランス語文壇をリードしたことは、「周縁的なフランス語話者文学」における、興味深い試みとして評価し得よう。

(みた じゅん 北里大学専任講師)

注

- 1 ワロニー (Wallonie)、ヴラアンデレン (Vlaanderen) は、ベルギーの国土をおおよそ南北に二分しているそれぞれフランス語 (一部ドイツ語) 圏、オランダ語圏の地域。ベルギーの地名については各地域の公用語に依った表記を使用する。
- 2 Anonyme [= Hubert-Joseph Evrard], « préface » in *Proverbes dramatiques* (Bruxelles-Liège, 1845), pp. I-XIII. 引用は Gross et Thomas (1989), p.131.

- 3 Jean-Marie Klinkenberg, « La Génération de 1880 et la Flandre » in Weisgerber (1991), p. 105.
- 4 Edmond Picard (1897) « L'Âme belge » in *Revue encyclopédique : recueil documentaire universel et illustré* 24 juillet: pp. 593-599.

参考文献

- Conscience Hendrik (1838) *De leeuw van Vlaanderen of de Slag der gulden sporen*. Antwerpen: De Cort.
- Denis, Benoît et Jean- Marie Klinkenberg (2005) *La Littérature belge*. Bruxelles : Labor.
- Gross, Stefan et Johannes Thomas (1989) *Les Concepts nationaux de la littérature : l'exemple de la Belgique francophone 1, 1815-1880*. Aachen : Alano.
- Klinkenberg, Jean-Marie et al (2010) *Périphériques Nord : fragments d'une histoire sociale de la littérature francophone en Belgique*. Liège : Les Editions de l'Université de Liège.
- Mathews, Andrew Jackson (1947) *La Wallonie 1886-1892. The Symbolist Movement in Belgium*. New York: King's crown press.
- Weisgerber, Jean (dir.) (1991) *Les Avant-gardes littérature en Belgique : au courant des arts des langues (1880-1950)*. Bruxelles : Labor.
- 岩本和子 (2007) 『周縁の文学——ベルギーのフランス語文学にみるナショナリズムの変遷』、松籟社。
- 岩本和子、石部尚登 [編著] (2013) 『「ベルギー」とは何か?——アイデンティティの多層性』松籟社。
- 鈴木智之 (2004-2013) 「文学雑誌『ワロニー』における地域主義的企図の生成と展開 1～10」『社会志林』。
- 三田順 (2010) 『「北方」の想像力——ベルギー象徴主義の文学と美術におけるアンティミスム——』博士論文、一橋大学。
- 三田順 (2012) 「多言語国家ベルギーにおける文学史の諸相——脱構築的視点から見る〈ベルギー文学史〉の可能性——」『2011年度神戸大学異文化研究交流センター (IReC) 研究報告書』、41-54。

【ワークショップ】

ケベックとベルギー：フランス語圏の多元社会—言語・政治・文学—
 Québec et Belgique : sociétés pluralistes francophones
 — langue, politique et littérature —

「国民文学」から「移動文学」へ：
 ケベック文学の多元化とその波及
 De « la littérature nationale » à « l'écriture migrante » :
 progrès du pluralisme dans la littérature québécoise
 et ses répercussions

真田桂子
 SANADA Keiko

はじめに——ケベックとベルギー、言語・文学・ナシオンの関係性を問う

ケベックとベルギーは、ともにマイノリティ性と周縁性に加え、複数文化が拮抗する複雑で多元的な社会で、言語、文学、ナシオンの関係性がとりわけ鋭く問われてきた地域であると言えるだろう。本報告では、ベルギーとのこうした類似と相違を視野に入れつつ、ケベックにおける「文学」がナショナルなアイデンティティの確立との関連でどのような特徴と問題点、もしくは可能性を孕んでいるかを、「フランス系カナダ文学」から脱皮した「ケベック文学」の再検証とケベックにおいて発祥した「移動文学」とに焦点をあてて考察してみたい。なお仏語の *nation* には日本語の「民族、国民、国家」の重複した意味があり、ここでは訳語として、それらを含んだ意味で「ナシオン」を用いる。またケベックは国家ではないが、*la littérature nationale* の訳語としては「国民文学」を便宜的に用いる¹。

ベネディクト・アンダーソン (Benedict Anderson) の『想像の共同体』を待つまでもなく、文化的アイデンティティの創造と確立のために、古くから言語、文学、ナシオンは三位一体のものとして機能してきた。例えば1867年、フランス系カナダの詩人オクターヴ・クレマジー (Octave Crémazie, 1827-1879) は次のように述べている。

カナダに欠如しているものとは、固有な言語であろう。もし我々がイロコイ族やヒューロン族の言葉をお話するのであれば、我々の文学というのも存続し得るだろう。しかし残念ながら、我々はかなり情けないやり方でしか、ブッセやラシーヌの言葉を話したり書いたりすることが出来ないのである。[…]
ところで、我々と同じ言語をお話すベルギーはどうであろうか。果たしてベルギー文学と呼ぶものがあるのだろうか？ […] (Crémazie, 2006、p.130)

このように述べながら、クレマジーはその当時のカナダのフランス語文学の貧弱さと、ナシオンに固有の文学の欠如を嘆き、同じフランス語を用いる国としてベルギーを引き合いに出しながら、彼の地にも果たしてベルギー文学と呼べるものがあるのかと問うている。

1. ケベックとベルギー：周縁性とマイノリティ性

ケベックは、歴史的に、二重の周縁性を生きてきた地域であると言えるだろう。すなわち1つは、パリを中心とするフランス語文化圏における周縁性、そしてもう1つは北米という圧倒的な英語圏の只中にある孤立と周縁性である。フランス語圏ベルギーも同様にマイナーで周縁的な条件を生きてきた地域といえるだろうが、両地域における決定的な違いの1つは、フランス語という言語の位置づけにあると思われる。つまりベルギーでは、フランス語は欧州のリングフランカとして優勢な地位にあったのに対し、ケベックにおけるフランス語は、18世紀半ばイギリスとの植民地抗争に敗北して以来、劣等のレッテルを貼られ、二級市民の言語としての地位に甘んじなければならなかった。実際、ケベックは、その後本国フランスから見放され、交流も殆ど断ち切られたなか、圧倒的な英語の大海に浮かぶ孤島に、生き残りをかけた孤児として苦難の道を歩むことになる。もう一つのケベックとベルギーとの違いに言及するとすれば、それは言わば多元社会の質の違いであると思われる。すなわちベルギーでは、歴史的に繰り返されたフランス語とオランダ語、ワロンとフランドルの対立があり、歴史的な推移のなかで両者の勢力の優劣が逆転することもあったように、それは比較的拮抗した勢力の競合によって形成された社会であったと言えるだろう。しかしカナダとケベックをめぐる関係では、当初から明確なマジョリティとマイノリティが存在し、その社会は両者の支配と従属の関係によって形作られてきたといえる。しかもケベック

クは、英語圏の只中におけるマイノリティ性を強烈に意識しながら、後年、フランス語憲章を擁しカナダで唯一フランス語を公用語とする州として、ナシオンとして自立する道を選ぶ。すなわちケベックのフランス系の人々は、北米では絶対的なマイノリティでありながら、州においてはマジョリティであるという複雑で入り組んだアイデンティティを生きることになった。

2. フランス系カナダ文学のあゆみ

ケベックの文学は、このような歴史的経緯から「フランス系カナダ文学」として、カトリック教会に支配され生き残りをめざす閉鎖的なナショナリズムのなかで形作られてきた。当初、その大部分は旧宗主国であるフランスの文学の模倣や追従に過ぎなかった。19世紀半ばには、「フランス系カナダ文学」は、二重の周縁性と疎外感を生きながら、愛国的で土地を信奉する「郷土礼賛文学」を創り上げる。ケベックにおいて初めて独自性を持った見るべき文学作品が生まれたのは、19世紀の終わりに彗星のように現れ、狂気の中で幽閉され短い生涯を閉じた詩人エミール・ネリガン（Émile Nelligan, 1879-1941）の出現によってであろう。20世紀に入り幾多の優れた作家や詩人が現れたが、ケベックは依然、目覚ましい産業発展を遂げる世界から断ち切られ、近代化から取り残された閉鎖的な農村社会であり、「フランス系カナダ文学」はそうした状況を如実に映し出していた。例えば、20世紀初頭の詩人サン・ドゥニ・ガルノー（Hector de Saint-Denys Garneau, 1912-1943）や20世紀ケベックを代表する作家の一人アンヌ・エベール（Anne Hébert, 1916-2000）らは、骨や鳥かごをモチーフにした独特の美学に秘められた荒々しさを昇華させ、ケベック社会に蔓延する閉塞感や疎外感を鋭く糾弾する「不在の文学」と呼ばれる作品を発表した。その他、幾多の歩みを経ながらも、「フランス系カナダ文学」とはすなわち、絶対的なマイノリティとしてのフランス系の脆弱性や危うさを背景にした「生き残り」への模索を表わす文学であったと言えるだろう。

3. ケベック文学の誕生

このような「フランス系カナダ文学」に転機が訪れるのは、20世紀後半の1960年代、ケベック社会に近代化をもたらすことになった「静かな革命」と呼ばれる行政改革と付随する一連の革新的な動きにあった。それまでフランス系の人々は、ケベック州内では数の上ではマジョリティでありながら、マ

イノリティである英語系の住民に政治的に支配されてきたが、徐々に自信をつけ始めフランス系としてのアイデンティティを強く主張し始める。こうしてケベックは、閉鎖的な「生き残り」を目指すナショナリズムから、フランス系文化の積極的な開花を目指すナショナリズムへと変貌を遂げることになり、「フランス系カナダ文学」は、被植地的な名称を脱ぎ捨て「ケベック文学」へと脱皮した。当時、L'Hexagone, Parti pris, Liberté といった、今日まで引き継がれケベック文学の根幹を作った雑誌が次々に創刊された。1965年に「ケベック文学」という名称が初めて使われたのも、ケベックの国民的な詩人ガストン・ミロン (Gaston Miron, 1928-1996) らによって牽引された雑誌 Parti pris の誌上においてであった。そこで作家や詩人たちは先頭に立って沸騰するナショナリズムを担い、「ケベック文学」は力強く新たなフランス系のアイデンティティの構築を目指した。70年代、カナダからの分離独立も辞さない強硬な政治的ナショナリズムとも連動し、この時代の「ケベック文学」は、まさに言語、ナシオンとの一体化を具現する活力をもった媒体であったと言えるだろう。

マイノリティとしてひたすら疎外と抑圧を耐え忍んだ「フランス系カナダ文学」とは異なり、「ケベック文学」は、joual と呼ばれるケベックなまりのあるフランス語を積極的に使った作品や、ジャック・プーラン (Jacques Poulin) の『folk・ワーゲンブルー』(Volkswagen Bleus, 1984) に見られるように、アメリカ性と結びついた独自の内面性を追求した作品など、フランスや英語圏カナダとの差異を明確に打ち出し、独自のアイデンティティを打ち建てようと模索していった。

4. ケベック社会の多民族化と「移動文学」l'écriture migrante の台頭²

1980年代、ケベック社会と文学に大きな転機が訪れる。1980年分離独立の可否を問う州民投票の否決を機に、対オタワを意識する外向きであったケベックが、内向きとなり社会の多元化を強く意識するようになる。すでに1960年代から、移民法の改正により多様な出自の移民が入り込みケベック社会の多民族化は進んでいた。

1980年代以降、仏語表現によって活発に創作活動を行うようになった移民作家の文学は、移民文学ならぬ「移動文学」と呼ばれて1つの潮流をなし、ケベック社会の多元化の象徴として注目される。「移動文学」の台頭はトランスカルチュラルイズム (Transculturalisme) の興隆と深く結びついている。

1980年代、仏系、英系、そして英仏以外の言語を母語とするアロフォンと呼ばれるマイノリティが共存するモンリオールの言語的三極構造を背景に、知識人らによってトランスカルチュラリズムが提唱される。トランスカルチュラリズムは複数の文化を横断する途上でのラディカルな文化変容の可能性を問いかけ、1983年にフルヴィオ・カッチャ (Fulvio Cacca) らを中心に創刊された雑誌『ヴィス・ヴェルサ』*Vice Versa*は、三言語を使用し、モンリオールで浸透しつつあるトランスカルチュラルな状況を活性化し、流通させることを目的としていた。『ヴィス・ヴェルサ』はまた、移動文学の作家たちが表現活動を行う主要な舞台となった。

「移動文学」*l'écriture migrante*という語は、1986年『ヴィス・ヴェルサ』の誌上で、ハイチ系の詩人ブルエ＝オリオル (Robert Berrouet-Oriol) によって初めて用いられる。その後この概念は反響を呼び、様々な作家、批評家たちによって支持され言及され、「移民文学」とは一線を画する新しいインパクトをもった語として定着していく。詩人で批評家であるピエール・ヌヴー (Pierre Nepveu) は「移動文学」について次のように述べている。

「移動文学」は、移動と流浪の体験が引き起こすさまざまな経験かつ心理的な動きそのものに固執する。「移民」という語は社会的文化的な意味合いを持つ語として規定されるが、「移動」は何よりも文学の根底にある美学的な実践そのものを指し示す。(P. Nepveu, 1988, pp.233-234)

またユダヤ系の作家であるレジーヌ・ロバン (Régine Robin) は、「移動文学」とは雑種的で、あらゆる既存の枠組みを解体しその向こうに開かれた想像力の地平を構築しようとするエクリチュールであると述べた。「移動文学」の作家としては、ユダヤ系のレジーヌ・ロバン、イタリア系のマルコ・ミコーネ (Marco Micone)、ハイチ系のエミール・オリヴィエ (Emile Ollivier)、ダニー・ラフェリエール (Dany Laferrière)、中国系のイン・チェン (Ying Chen)、日系のアキ・シマザキ (Aki Shimazaki) (大会の招聘者 韓国系 Ook Chung も) らを挙げることができるだろう。一方、ケベックにおける移民作家を網羅した事典 (*Dictionnaire des écrivains émigrés au Québec 1800-1999*, Daniel Chartier, Nota bene, 2003) を編纂したダニエル・シャルティエは次のように述べている。

20世紀のケベック文学を特徴づける重要な出来事の1つは、1980年代に1つの無視できない動向になった「移動文学」の台頭である。[…] 移民の文学状況を他国と比較して、とりわけケベックにおいて魅力的であると思われるのは、一連の移民作家たちによって作られた文学は急速に発展して、1つのジャンルとして批評家たちの注目を浴びるところとなり、ケベック文学そのものに大きな影響を及ぼす一大潮流となったことである。他国においては、例えばフランスでは、移民作家の文学はあくまでフランス文学全体の中に吸収されてしまっているし、ベルギーでは周縁的な位置に追いやられており、どちらかと言えば移民であるという立場は隠蔽されるか無視される傾向にあると言えよう。[…] (D. Chartier, 2003, p.5)

さらにケベックにおいて「移動文学」が大きな影響力を持つに至った背景には、ケベックに固有の状況、すなわちケベック文学と「移動文学」との間に存在する親和的な感性と想像力にあると考えられる。例えば「ケベック的想像力は、60年代からすでに幅広く流浪の感覚に刻印されていた。そしてそのことによって、開かれた複数性を帯びたコスモポリタンな想像力の土壌が醸成されていた」(P. Nepveu, 1988, pp.200-201)とあるように、ネリガン、ガルノー、ミロンなどの20世紀を代表する詩人たちは、抑圧と疎外に苦しめられたケベコワの内的流浪を謳っており、80年代に「移動文学」がケベック文学に登場したとき、そこで取り上げられた、孤独、疎外感、流浪、アイデンティティの不安定感などは、すでにケベック的な想像力に十分親和し強い共感を持って受けとめられたと考えられる。

「移動文学」の台頭は、一方で大きな反発も引き起こした。1996年、作家のモニック・ラリュ (Monique LaRue) が行った講演『測量士と航海者』をめぐるいわゆるラリュ論争は、当時くすぶっていた移民作家たちへの疑義と反発をあぶり出し、「ケベック文学」とは何か、今日、果たして「国民文学」は存在するのかといった問題を鋭く問い直す契機となった³。また注目されることとして、「移動文学」はケベックでは高校などの教科書に採用され、主に教育を通して制度のなかに早々と取り込まれ若い世代に影響力を及ぼした⁴。

5. 「ケベック文学」の変容：排他的から包摂的国民文学へ

21世紀に入り、新たな『ケベック文学史』(*Histoire de la littérature*

québécoise, M. Biron, F. Dumont, E. Nardout-Lafarge, Boréal, 2007) が編まれたが、多元化したケベックを反映し、それまでの文学史やアンソロジーとは異なったいくつかの注目すべき特徴が見られる。

その1つは、例えばモントリオール出身の著名な英語系作家モルディガイ・リッチラー (Mordecai Richlar, 1931-2001) やレオナード・コーエン (Leonard Cohen, 1934-) など、ケベックの英語圏の作家にも頁をさいて1章が設けられ、詳しく解説がほどこされていることである。リッチラーは諧謔と風刺に満ちた独特の文体で知られ、カナダのみならず広く英語圏全般で著名な作家であるが、とりわけ政治的な問題をめぐり、フランス系のケベコワに対してしばしば毒舌と言えらるる辛辣な批判を投げかけた。しかしリッチラーが愛着を込めて描いたモントリオールの情景は、翻訳を通してフランス系の人々にも広く受容され、英語系、フランス語系を問わずモントリオールを描いた最も優れた文学作品として高く評価されている。このようにこの文学史では、モントリオールの多元性を象徴するものの1つとして翻訳文学の重要性が大きくクローズアップされており、フランス語に翻訳されたアングロ・ケベコワの作品もケベック文学の一翼を担っているとみなされている。一方、ケベックでナショナリズムが沸騰し「フランス系カナダ文学」から「ケベック文学」へと脱皮した時代、ケベックは、カナダの他のフランス語圏地域に対する覇権的なポジションや無関心においてしばしば批判を受けることもあった。しかしこの文学史では、カナダの他のフランス語圏の地域であるアカディア、フランコ・マニトバ、フランコ・オンタリオの文学についても頁がさかれ、ケベックと隣接し相互的影響を与え合う文学として紹介されていることは注目に値する。

このように新版文学史では、ケベック文学は、70年代までのナショナリズムによる、民族的なフランス系のアイデンティティのみを主張する排他的な「国民文学」から、多元性を反映した包摂的な「国民文学」へと大きく変容を遂げていると言えるだろう。

6. グローバル化の指標としての「移動文学」の波及

さらに注目されることとして、ケベックで発祥した「移動文学」は世界的に注目され、欧州にも波及している。それを象徴する画期的な出来事として、フランスにおいて初めて本格的に、フランスに移住したいわゆる移民作家についての事典『フランス移動文学作家事典1981-2011』(U.Mathis-Moser et

B.Mertz-Baumgartner, *Passages et ancrages en France, Dictionnaire des écrivains migrants de langue française (1981-2011)*, Honoré Champion, 2012) が編纂され出版された。この事典では、タイトルにあるように、ケベックで発祥した「移動文学」の概念をキー・コンセプトとして編纂され、序文にもケベックでの「移動文学」発祥の経緯が詳しく解説されている。このように「移動文学」は普遍性を獲得し、文学における1つのジャンルとなり、ケベックのみならず、グローバル化がすすむ現代社会を照らす1つの指標ともなりえている。興味深いことに、この事典を監修したのはドイツ語圏であるオーストリア出身の2人の仏語圏文学の専門家である。取り上げられた300人余りの作家の基準と項目の選定など、主要な編纂に携わったのはフランス人を中心とする7名の研究者で、実際の各項目の執筆にあたったのは50以上の国と地域にまたがる150名もの研究者である。すなわちフランスの移民作家を扱うこの事典は、極めてグローバルな視点から編纂、執筆されていると言えるだろう。ここで「移動文学」の概念は、ケベックとはまた異なる多様で複雑なフランスの移民状況に適應し、新たな側面や可能性を獲得していると思われる⁵。

一方「移動文学」は、パリ・ソルボンヌ大学のフランス語圏文学の授業でも取り上げられている。「移動文学」が単なる一地方の周縁的な事象から脱皮して、フランス語圏全般に影響力をもちうる現象として解説されていることは注目に値する。

7. 結語にかえて

これまでの考察から、ケベックにおいて、フランス語は北米における絶対的なマイノリティの言語としての脆弱性を乗り越え、今日、マイノリティを束ねる言語であり統合のシンボルとして活力を保持していると言えるだろう。またそれとともに、ケベック文学も独自性を獲得し、創造性に富む文学として花開いている⁶。とりわけ注目されることは、ケベック文学が幾多の変遷を経て、多元性を包摂する文学に生まれ変わろうとしていることである。しかしその際、「国民文学」すなわちナショナルなアイデンティティを模索する動向がもはや完全に消滅し、多元的で雑種的な「移動文学」に移行した、といったような二律背反的な解釈は当てはまらないと考えられる。グローバル化が進捗しても、決してナショナルなアイデンティティを模索する動きはなくなるであろう (B. アンダーソン) という予言のように、ケベックの文学は、インターカルチュラリズムの推進に象徴される、新たなコスモポリ

タンな社会の構築を担わされていると言えるだろう。

またケベックで発祥した「移動文学」は一定の役割を果たし、もはや80年代ほどの勢いはないが、一方でそれは、周縁から発祥して中心（パリ）にも波及しフランス語圏全般に影響力をもつに至っている。このことは、「移動文学」の先駆性を示すとともに、グローバル化のなかで中心と周縁の境界が曖昧になり大きく揺らぎ始めているフランス語圏全般の変容を象徴的に表していると言えるだろう。

（さなだ けいこ 阪南大学教授）

注

- 1 ケベックでは、以下に述べるように、70年代の伝統的なフランス系による「民族的」なナショナリズムの高揚を経て、80年代には社会の多民族化が顕著となり、現代ではインターカルチュラリズムに代表される、多様な出自からなる人々との共存に基づくナシオンの構築が目指されている。その意味で、ナシオンを「民族」よりは「国民」と訳すことが妥当だと判断した。
- 2 ケベックにおける「移動文学」については、拙著『トランスカルチュラリズムと移動文学—多元社会ケベックと移民と文学』（彩流社、2006）Ⅷ章において詳しく論じた。ここでの報告の内容（4章）は、拙著の一部と重複があることをお断りしておく。
- 3 いわゆるラリュ論争については、拙著（真田、2006）Ⅷ章「多元社会ケベックと国民文学論の陥穽—ラリュ論争から見えてくるもの」を参照。
- 4 90年代に相次いで出版されたケベックの中高等学校向けの教科書で、すでに「移動文学」*l'écriture migrante* は大きく取り上げられ紹介されている。*Anthologie de la littérature québécoise*, (M.Laurin, CEC, 1996), *Littérature québécoise, Des origines à nos jours, Textes et méthode*, (R.Chamberland et d'autres, HMH, 1996)等を参照。
- 5 欧州への「移動文学」の波及については、拙論「ケベックの〈移動文学〉の浸透と波及—『フランス移動文学作家事典1981—2011』の刊行をめぐって」（『阪南論集』49巻2号、2014年3月）において詳しく検証した。
- 6 ケベックは、北米の圧倒的な英語圏の只中の絶対的な言語的文化的マイノリティとしての状況にありながら、今日、フランス語圏として、独自の文化的アイデンティティを獲得し活路を切り開いているかに見える。一方、欧州においてフランス語は覇権的言語としての地位にあるが、その影響下に入るベルギー

のフランス語圏は、大国フランスに隣接し、かえって文化的アイデンティティの差異化と構築に苦慮しているかに見える。こうした構図は、他の発表やコメントにおいても言及されたが、アメリカに隣接するカナダ英語圏の状況と呼応しているといえるだろう。

参考文献

- Biron, Michel et d'autres, (2007) *Histoire de la littérature québécoise*, Montréal, Boréal
- Berrouet-Oriol, Robert, (1987) « L'effet d'exil », *Vice Versa*, no.17, Dec.1986-Jan.
- Chartier, Daniel, (2003) *Dictionnaire des écrivains émigrés au Québec 1800-1999*, Montréal, Éditions Nota bene
- Chartier, Daniel et d'autres, (2004) *Littérature, Immigration et imaginaire au Québec et en Amérique du Nord*, Paris, L'Harmattan
- Combe, Dominique, (2010) *Les littératures francophones, Questions, débats, polémiques*, Paris, PUF
- Crémazie, Octave, (2006) *Poèmes et Proses*, Montréal, Bibliothèque Québécoise
- Laurin, Michel, (1996) *Anthologie de la littérature québécoise*, Montréal, Éditions CEC
- Leblanc, Monique et Collès, Luc, (2007) *La littérature migrante dans l'espace francophone – Belgique- France-Québec-Suisse*, Belgique, Éditions E.M.E
- Mathis-Moser, Ursula et Mertz-Baumgartner, Brigit, (2012) *PASSAGES ET ANCRAGES EN FRANCE, Dictionnaire des écrivains migrants de langue française 1981-2011*, Paris, Éditions Honoré Champion
- Nepveu, Pierre, (1988) *L'écologie du réel*, Montréal, Boréal
- Weinmann, Heinz et Chamberland, Roger dir., (1996) *Littérature québécoise, Des origines à nos jours, Textes et méthode*, Montréal, Éditions HMH
- アンダーソン、ベネディクト、白石さや・白石隆訳、(1997) 『増補 創造の共同体—ナショナリズムの起源と流行』、NTT出版
- 真田桂子、(2006) 『トランスカルチュラルリズムと移動文学—多元社会ケベックの移民と文学』、彩流社
- (2014) 「ケベックの〈移動文学〉の浸透と波及—『フランス移動文学作家事典1981—2011』の刊行をめぐって」、『阪南論集』人文科学編49巻2号

【ワークショップ】

ケベックとベルギー：フランス語圏の多元社会—言語・政治・文学—
 Québec et Belgique : sociétés pluralistes francophones
 — langue, politique et littérature —

コメント1

丹羽 卓
 NIWA Takashi

ワークショップでの発表のうち、特に荒木隆人氏と石部尚登氏のものにコメントを加えたので、それについての発表者とのやり取り、およびフロアとの質疑応答について報告する。

荒木隆人氏の発表について

1982年憲法はカナダ首相ピエール・トルドーの個人主義的自由主義の反映であり、それに対してケベック州首相ルネ・レヴェックが集団権を前面に立てて対峙したという図式的理解はかなり一般的であり、現在でも英語系カナダ対ケベックの対立を論じる際によく登場する。特に、チャールズ・テイラーが1980年代後半に展開した「手続き主義的リベラリズムの英語系カナダ」対「共同体主義的ケベック」という対立図式の影響力は非常に大きく、現在でもケベックの政治学議論の前提に置かれることが多い。そうした研究の文脈において、1982年憲法制定時のケベック州首相ルネ・レヴェックの言説を分析した結果、トルドーとの相違が言われているほど大きくはないとの荒木氏の指摘は非常に興味深い。

ただし、言語権に論点を絞ると、少し注意が必要になる。よく言われるように、1977年のフランス語憲章はケベコワの言語権を保障し、1982年憲法は個人の言語権を優先させた。実はここで用いられている「言語権」という語の意味内容は全く違うのである。前者が「ケベックという領域内でのマジョリティ言語（つまりフランス語）が次世代以降も生き延びる権利」を意味するのに対して、後者が「カナダにおいて公用語のひとつ（つまりフランス語）を使用する権利」を意味しているからである。この相違をテイラーが明確に

指摘したことはやはり重要である。コメンテーターとしてこの様に指摘した。

これに対して、荒木氏の返答は「テイラーの指摘した言語権に関する主張＝ケベック州民が将来に渡っても言語を発展させていく権利も、本報告でのレヴェックの権利に関する理解に照らせば、ケベック市民個人々が絶えず議論して決めていくべきものであるように考える。」というものであった。この荒木氏の返答に対して、レヴェックはフランス語の維持についてまで市民の討議の対象とするつもりがあったのだろうかという疑問を呈したかったが、時間の制約でかなわなかったので、ここで次の問題を提起しておきたい。「そもそもフランス語のみで討議される議会において、フランス語の維持の廃止が議論の対象になり得るのだろうか？」

荒木氏の発表について、もうひとりのコメンテーターの岩本和子氏からは、ネイションの定義と言語の関わりについての質問があり、それに対して、荒木氏からは「言語はもちろん中心的構成要素であるが、歴史や政治的価値といった要素も重要な構成要素になっていると思う」との回答があった。さらに、フロアから、京都産業大学の正躰朝香氏が「本報告におけるマルチナショナル連邦制の正当化と権利の概念はどのように関わるのか？」と問われた。それに対する荒木氏の回答は「ケベック社会の言語権の主張を集团的権利とだけとらえるのではなく、個人的権利と集团的権利の相互発展という形でとらえることで、ケベック社会は特殊であると考え英語系カナダ人の危惧を振り払うことにつながり、マルチナショナル連邦制の構築の可能性に貢献すると考える。」というものだった。

石部尚登氏の発表について

石部氏は複雑なベルギーの言語事情を手際よくまとめておられ、その中でフラーンデレンの言語政策にケベックの言語政策の強い影響があったと指摘された。荒木氏の発表では、ケベックの言語権の理念の確立過程でベルギーの事情が参照されたことへの言及があった。両者が相互に影響を与えたという事実が認識されたのも、このワークショップならではのことであろう。まずこの点が非常に興味深かった。

私からは2点の質問をした。第1は、複言語主義に立つEUという超国家を持つベルギーという国家内のフラーンデレンに対して、均質な二公用語政策を全カナダに一律に適用しようとするカナダという国家の中でフランス単一

主義を掲げるケベック——両者の置かれた状況は大きく異なっており、当然言語政策の違いを生むが、それはどの点であるのかというものだった。第2は、ケベックではフランス語とはパリのフランス語なのかケベックのフランス語なのかという議論が絶えないが、ベルギーではどうなのかということだった。時間の都合で第2の質問にしか回答はなかったが、それはベルギーでも事情は同じである、というものであった。

第1の質問は実際、簡単に回答できるようなものではなく、むしろ今後両者を比較検討する研究が行われるのが求められる。そして両者とは言語状況が全く異なる日本からそれを行うのは、実りある成果を生むのではないだろうか。

発表と直接関連しないが、ロミオがフランス語そしてジュリエットがオランダ語を話す劇『ロミオとジュリエット』がリエージュで上演されるというケベックの新聞 *Le Devoir* の記事（2013年9月25日）を紹介したところ、ベルギー研究者の方々に予想以上の驚きがあったのも興味深かった。2012年には蜷川幸雄がギリシャ悲劇『トロイアの女たち』を3ヶ国語（日本語、ヘブライ語、アラビア語）を用いて東京とテルアビブで上演した。ベルギーやケベックのような所のみならず、多言語使用が演劇現代の一つの潮流であるなら、多言語という観点からの演劇（あるいは文学）研究も非常に興味深い課題となりそうである。

（にわ たかし 金城学院大学教授）

【ワークショップ】

ケベックとベルギー：フランス語圏の多元社会—言語・政治・文学—
Québec et Belgique : sociétés pluralistes francophones
— langue, politique et littérature —

コメント2

岩本 和子
IWAMOTO Kazuko

ベルギーのフランス語文学を研究している立場からコメントと質問をした。9月に初めてケベック（モンレアル）を訪れ、わずか10日間の滞在でもベルギーとの違いがいろいろ見えてきて、新鮮な驚きを覚えた。英語の影響の強いフランス語、フランス語話者の控えめな姿勢、移民の多さ（特にアジア系）などが印象に残っている。

文学について

石部氏の言語政策の比較と重なるが、文学でも、ケベックはベルギーのフランス語文学ではなくオランダ語文学の状況と重なると思われる。ベルギーのオランダ語文学では「フラーンデレン文学」という枠付けで、フランス語という大言語による文学に対してのアイデンティティの明確化が行われているのである。一方、フランス語文学についてはワロニー文学などという名称はなく、ベルギーのフランス語文学として、その独自性は現在では益々特定しにくくなっている。

三田氏の発表にもあったように、19世紀末ベルギー象徴派は言語でなく国家（nation）の違いを民族の違いと重ねて独自性を打ち出したが、それはおそらくカナダの英語圏のアメリカに対する差異化と重なり、歴史的にもその「ナショナリズム」は現在同じように弱まっているのではないだろうか？（質問1）

現在の文学傾向

ケベックにおいては、集合的アイデンティティ（*identité collective*）とし

て確固たる「ケベック」文学が確立され、求心性を持っている。パリ中心のフランス語圏文学の周縁ではもはやなく、印象としても、モンレアルを中心とした1つの世界を形成している。作家たちは「ケベック文学」の中に位置づけられ、1980年代以降とくに目覚ましい移動文学も含まれるようになった。

ベルギーのフランス語文学はそれに対して、パリを中心と考え意識した、周縁性を持ち続けている。というより、作家たちは単に「フランス語圏作家」として境界を越えて活動している。また作品のテーマそのものが、中心の不在、無化であり、逃げる、出発する、追放 (exil)、といったものが多い。登場人物であるベルギー人自身が外へ出て行くのである。例えば現代作家で最も人気のある2人、ジャン＝フィリップ・トゥーサン、アメリー・ノートンにもそれが感じられる。彼らはベルギー人というアイデンティティを利用しても否定もしない。主人公は常に外へと向かう。また特に日本がその「外部」として使われることも1つの傾向である。

出版市場の問題

ケベックでは、まずケベックの出版社から本を出し、読者もケベック人で、「フランス文学」はあまり読まない。「ケベック文学」だけで十分市場が満たされ、出版会も成り立っていて、ここだけで完結した閉ざされた世界だと感じた。モンレアル大学の先生もそう言われたが、この点はどうか？ (質問2)

ベルギーではパリの出版社から出版しない限り、フランス語圏の大市場に出て行けず、ベルギー内だけでは文学活動はなりたない。フランスの文学賞にも多くのベルギー人が進出している。「フランス文学」との融合には、ここにも原因があるだろう。そもそも地理的な広さもケベックとは全く違う。

移民文学について

ケベックではこのジャンルに勢いがある。そもそもケベック人の祖先はフランス人の移民でもある。そこに他のヨーロッパ人、アフリカ系なども入ってきたのであり、近年はアジア系も多い。ただ移民文学は80年代ほどの勢いがなくなっているというが、それはなぜだろうか？

ベルギーへの移民としては、イタリア人 (労働力として)、イスラム系が多い。アジア人は目立たない。

また「移民文学」を語るとき、その特徴はフランスのそれと全く同じになってしまい、一緒に語られることが多い (cf. Monique Lebrun & Luc Collès:

Littérature migrante dans l'espace francophonie)。19世紀末の植民地文学もフランスのそれとの一体化という意味では同様であった。

「ナショナリズム」概念について

真田氏は多様な意味のある「ナション」の定義をとりあえずケベックの民族文学ではなく「国民文学」と規定している。それはなぜか？（質問3）荒木氏の場合、「複数の国内ネーション」とは何を意味するのか少し曖昧に思われた。マルチナショナル連邦制とは、言語的多元国家のことだろうか？ 民族ではなく、実際には言語が「ネーション」の単位となっているように思われる。そうでなくては移民の多様性を回収できないということもある。

三田氏はコンシャンスの例で「ナショナリティー」とは「国民性」でなく「民族性」だと言うが、これは「言語」のことだろうか（ちなみにコンシャンスの父はフランス人、ナポレオン軍の将校だった）？

ケベック、フラーンデレン人の「ナショナリズム」とはそれぞれどのような意味で使われているのだろうか？（質問4）

以下、質問に対するいくつかの回答を示しておく。

- 1) 三田：「ケベック文学」を「フラーンデレン文学」と重ねることはできるだろうが、ただフランス語圏にのみ注目して比べれば、独自の文学、アイデンティティの確立という意味では、ケベックの現在の文学は1世紀ほど遅れて、ベルギーのフランス語文学が19世紀末の象徴主義を中心として独自性を確立したのと同じ状況にあると言える。
- 2) 真田：確かにケベック文学の出版会は、それ自体で成り立っているところがある。それにはまた出版補助金が潤沢だという現状もあるだろう。その事実はケベック文学の活況に貢献しているだろう。
- 3) 真田：ケベックでは、土着のフランス系を中心とする民族的なナショナリズムを脱して、多様な出身からなる移民を含みこんだナションの構築が目指されている。そのような意味で、ケベックでは「民族文学」より「国民文学」と呼ぶ方がふさわしいと思われた。
- 4) 三田：言語の問題は大きく、コンシャンスは独立直後のフランス語を公用語としたベルギーにおいて、すでにあえて母の言語オランダ語で執筆することで、フラーンデレンの民族性を明示した。

（いわもとかずこ 神戸大学教授）